

## 水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託仕様書

1 委託事業名 水戸市物価高騰対応プレミアム商品券事業業務委託

### 2 事業目的

食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民を支援するため、市内で使用できるプレミアム商品券を発行し、家計の負担軽減と市内経済の活性化を図ることを目的とする。

3 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年12月28日（月）まで

4 委託場所 市内一円

### 5 事業概要

#### (1) 発行するプレミアム商品券の概要

名称	水戸市物価高騰対応プレミアム商品券（以下「商品券」という。）
発行総額	12億円（プレミアム分4億円を含む）
プレミアム率	50%
発行数	8万セット 1セット15,000円分を10,000円で販売
券種	紙商品券（1セット：10,000円券×15枚つづり） 共通券10枚：全取扱店で使用可能 専用券5枚：大型店以外で使用可能 ※大型店：店舗面積の合計が1,000平方メートルを超える店
利用期間	令和8年6月下旬～9月下旬（予定）
購入対象者	令和8年4月1日時点で18歳以上の水戸市民（水戸市内に居住する者）
購入限度	1人2セットまで（世帯による購入制限なし）
取扱店	事前申込により登録された水戸市内に所在する店舗

#### (2) 商品券の対象とならないもの

- ・ 不動産に係る支払（土地・家屋の購入、家賃の支払等）
- ・ 換金性の高い金券等の購入（各種有価証券、他の商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手、印紙等）
- ・ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
- ・ 国及び地方公共団体への支払
- ・ 宝くじ、スポーツ振興投票券、競馬・競輪・競艇・オートレース投票券の購入
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- ・ 事業上の取引に係る支払（仕入支払、給与支払等）
- ・ 商品券取扱店で商品券の利用を制限しているもの
- ・ その他、委託者が不適当と認めるもの

### (3) 想定スケジュール

令和8年3月上旬～4月上旬	取扱店の募集（委託者が実施）
令和8年5月上旬～5月下旬	購入希望者の募集
令和8年6月中旬～下旬	当選発表、購入引換券の発送
令和8年6月下旬～7月上旬	商品券購入
令和8年6月下旬～9月下旬	商品券利用可能期間
令和8年7月上旬～10月下旬	換金期間
令和8年11月下旬	業務委託料精算

## 6 委託業務内容

本業務委託は、一部委託者が実施する業務を除き、商品券の発行に係る一連の業務全般を委託するものとする。それぞれの項目について、効率的かつ有効な方法を提案し、実施すること。

### (1) 執行体制の整備及び業務管理

#### ア 執行体制の整備

本仕様書に記載の業務が円滑かつ確実に実施できるよう、実施責任者を定めるとともに、適切な人員を配置し、委託者や取扱店等との連絡調整が迅速に行える体制を整備すること。

#### イ 情報管理体制

本業務委託を通じて収集した個人情報や購買データ等の情報全てを、厳密に管理する体制を整備すること。

#### ウ 全体のスケジュール管理

受託者は委託者に対し、適宜進捗状況を報告すること。特に、取扱店の登録状況、商品券の申込・販売・換金状況、コールセンター（詳細は(7)参照）への問合せ件数及び内容については、定期的（週1回程度）な報告が可能な状態にすること。

#### エ 金銭の適正管理

商品券販売に伴う売上金及びプレミアム分については、換金を行うまで適切に管理すること。出納状況及び残額等はデータ管理し、報告可能な状態にすること。

### (2) 商品券の作成・管理

#### ア 商品券の仕様

名称	水戸市物価高騰対応プレミアム商品券
作成数	8万セット
内容	1セット15,000円分 1,000円券×15枚（共通券10枚、専用券5枚）
紙質	上質紙104.7g/m <sup>2</sup> ～127.9g/m <sup>2</sup> 程度 偽造されにくいもの
サイズ	縦70mm×横150mm程度
色数	表面：フルカラー 裏面：1色以上
デザイン	委託者と協議して決定すること
校正	文字校正、色校正は必要回数
偽造対策	①通し番号を付すこと ②カラーコピー牽制とすること

## イ 商品券の企画・発行

- (ア) 商品券のデザインは、ユニバーサルデザインの視点に立ち、誰もがわかりやすいデザインを提案し、委託者と協議の上決定する。
- (イ) 商品券には、発行者の名称（水戸市）、金額、有効期限、共通券・専用券別の利用に当たっての注意点（第三者への譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）等を記載すること。
- (ウ) 商品券の引換に間に合うよう、余裕をもって発行すること。見本券も作成すること。

## (3) 商品券取扱店の対応等

委託者が行う次のアの業務を引き継ぎ、イ～オの業務を行う。取扱店の応募状況のデータは、適宜委託者から提供する。

### ア 申込受付（委託者が実施）

- (ア) 商工会議所の会報や広報みと、市ホームページ等により、広く取扱店を募集する。取扱店は、800～1,000店舗程度を想定する。
- (イ) 専用の申込フォームを作成し、商品券取扱店の応募を受け付ける。WEB申込ができない取扱店希望者からはFAX等での申込も可とする。
- (ウ) 次の事業者は対象外とする。
  - ・ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）に規定する暴力団員等が営む店舗等
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う店舗等
  - ・ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
  - ・ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体
  - ・ その他、市が適当でないとする事業者
- (エ) 申込時に必要な事項は、①事業者名、②所在地、③メールアドレス、④業種、⑤対象外の事業者でないことの確認等とし、虚偽申込が判明した場合、取扱店から除外する。
- (オ) 申込受付した取扱店のリストを作成する。リストは適宜更新し、受託者に提供する。

## イ 商品券取扱マニュアルの作成・配布

取扱店向けの商品券取扱マニュアルを作成して配布するなど、商品券への対応方法等について取扱店に周知すること。

## ウ 広告物の作成・配布

利用者が取扱店と視認できるよう、効果的な掲示物（ポスター、ステッカー等）を作成し、配布すること。掲示物は、商品券デザインと連携した統一感のあるものとし、共通券・専用券使用の可否をわかりやすく表示すること。

## エ 説明会の実施

取扱店向けに、商品券の取扱方法、換金方法等に係る説明会を開催すること。実施時期や場所については、受託者が提案し、委託者と協議の上決定する。水戸市役所での実施も可とする。

## オ その他

- (ア) 取扱店からの申込受付に関する事項を除いた問合せについては、受託者において誠実かつ適切に対応すること。
- (イ) 委託者が提供する取扱店リストについて、購入希望者向けのホームページ（「(4) 商品券購入希望者の募集、申込受付、購入引換券の発送」に記載）に掲載すること。掲載に際しては、購入希望者にわかりやすいよう必要に応じてリストの様式等を修正すること。  
また、商品券購入者が引換時に取扱店リストを希望した場合に備え、印刷物やQRコード等を作成すること。

## (4) 商品券購入希望者の募集、申込受付、購入引換券の発送

### ア 募集

- (ア) 購入対象者は、令和8年4月1日時点で、18歳以上の水戸市民とする。
- (イ) 受託者は、あらゆる手段を用いて広く商品券購入希望者の募集を行うこと。購入希望者向けホームページの作成、チラシの個別世帯配布は必ず行うこと。募集に際しては、取扱店及び引換販売場所がわかるようにすること。
- (ウ) 募集は、WEBによる事前申込を原則とし、申込受付ができる体制を整備すること。  
また、WEB申込ができない市民の応募方法を設定すること。
- (エ) 募集期間は、令和8年5月上旬～5月下旬（3週間程度）を基本に、委託者と協議の上決定する。

### イ 申込受付

- (ア) 申込に必要な事項は、住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、希望セット数等とし、委託者と協議の上決定する。
- (イ) 申込セット数は、1人当たり2セットを上限とし、上限を超える申込は無効とする。
- (ウ) 不備申込（市外居住、住所不明等）や重複申込について精査を行うこと。
- (エ) 募集期間が終了し、申込セット数が発行セット数を超過した場合は、不備申込及び重複申込を除外した上で、抽選により当選者を決定すること。  
申込状況によっては、2セット申込者の減数調整を行うなど、委託者と協議の上で、より多くの市民に購入の機会を与える抽選方法とすること。

### ウ 購入引換券の発送

- (ア) 購入希望者に対し、商品券引換開始前までに購入引換券を送付すること（令和8年6月中旬～下旬頃）。なお、抽選を行った場合、落選者に対しての通知は行わない。
- (イ) 購入引換券は、引換（販売）が効率的かつ簡潔に実施でき、引換時の不正が生じない方法であって、市民の利便性向上に繋がる方法で配布すること（はがき、メール等）。

## (5) 商品券の販売

### ア 引換販売場所

購入引換券と商品券の引換（販売）を行う引換販売場所は、市民の利便性（場所、個所数、時間）等を考慮して複数個所設置し、平日だけでなく、土日祝日実施できる場所を必ず設けること。

設置期間は令和8年6月下旬～7月上旬（2週間程度）を基本に、委託者と協議の上決定する。また、引換販売場所には、商品券の引換を実施していることが認識できる掲示物を設置するとともに、取扱店リストの印刷物やホームページのQRコードを準備するなど、取扱店を紹介できるようにすること。

引換業務については、効率的かつ簡潔に実施でき、不正が生じない方法であることとし、マニュアルを作成するなど、円滑に業務を実施する体制を整備すること。商品券の在庫には留意し、不足が生じないようにすること。

#### イ 商品券等の取扱

引換販売場所での販売前の商品券は、必要な防犯措置を行いセキュリティを確保した上で、適切に保管すること。

商品券の販売に伴う売上金の保管方法を明確にし、適切に管理すること。商品券及び売上金に盗難等の事故が発生した場合は、受託者の責任で対応すること。

#### ウ 引換されなかった商品券への対応

引換されなかった商品券が生じ、委託者が必要と判断した場合、購入希望者の再抽選を行った上で、追加での引換を行う。再抽選の対象者や引換期間、場所等は、商品券の残数から、委託者と協議の上決定する。

#### エ 引換販売場所の運営に係る経費

引換販売場所の運営に係る経費については、全て委託料に含むこと。

### (6) 商品券の換金

ア 取扱店からの商品券の換金請求に対する処理を円滑に行うこと。換金方法は、取扱店の負担が少なく、不正の生じない方法を受託者が提案し、委託者と協議の上決定する。

イ 換金は、商品券の売上金にプレミアム分を足した額を原資として実施すること。

ウ 換金は、各取扱店が最大で月2回実施できるようにすること。期間は、令和8年7月上旬～10月下旬を基本に、委託者と協議の上決定し、期間内に換金されなかった商品券は換金しないこと。

エ 換金された商品券のデータを作成するとともに、偽造又は不正使用の可能性がないか適切に確認すること。発行枚数と発行データに相違がある場合は、原因究明を行い、責任を持って対応すること。

オ 換金済みの商品券は、再使用できない措置を講じた上で厳重に保管し、安全かつ確実に廃棄すること。廃棄時期や方法については、委託者と協議の上、決定すること。

### (7) サポート体制の整備

ア 市民及び事業者等からの問合せに対応するコールセンターを設置すること。

イ コールセンターは、業務委託契約締結後速やかに設置し、換金期間の終期頃まで対応すること。適切な回線数と人員を配置した上で、問合せに対して誠実に対応すること。

ウ コールセンターの開設時間は、午前10時から午後5時（土日祝日除く）を基本とし、購入希望者の募集時期や利用開始時期など、問合せが集中する時期は、土日祝日も開設することとし、詳細は委託者と協議の上決定する。

## (8) 経済効果の検証

商品券利用者へのアンケート調査等により、本事業における経済効果を検証すること。調査内容については、委託者と協議の上決定する。

## 7 成果品

成果品	提出期限	部数
業務実績報告書	令和8年12月28日(月)	1部
業務実績報告書(電子データ)		一式
取扱店データ	委託者と協議の上決定	一式
商品券販売データ		
コールセンター対応記録データ		
換金データ		

## 8 委託料の支払等

- (1) 本業務の委託料は、事務費分及び商品券プレミアム分により構成するものとする。
- (2) 事務費分については、委託業務が完了したときに支払うこととする。
- (3) プレミアム分については、換金額に応じて委託者と協議の上支払うこととする。
- (4) 換金されなかった売上金(発行した商品券が利用期間内に利用されなかった等)及びプレミアム分の残額については、精算して委託者へ返金すること。

## 9 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、書面により委託者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 再委託を行う場合は、受託者の責において再委託先の事業者と契約を交わし、事故等が発生した場合の責任の分担を予め取り決めておくものとする。

## 10 個人情報保護等

個人情報の取扱について、(別紙)を遵守すること。

## 11 サイトのセキュリティ対策等

- (1) 管理者側ログイン画面は、許可された接続元にだけ画面が表示されるようグローバルIPアドレスによる制御を行うなど、不正な接続を防止する対策を実施すること。
- (2) OS及び各種ソフトウェアの定期的な更新など、サーバ、アプリケーションに係る脆弱性対策を実施すること。
- (3) ファイアウォールによる通信の選別を行い、特定のID以外の侵入を防ぐこと。
- (4) 侵入検知/防止システムにより、不正な侵入があった場合には権利者に通知すること。
- (5) WAFによるWEBアプリケーションに対する攻撃への防御をすること。
- (6) アクセス過多に備えた対策をすること。

- (7) 改ざん感知／防御による被害発生時には、速やかに通信を遮断するなど、迅速に対応すること。
- (8) 受託者又は前項の定めるところによる受託者以外の者は、プライバシーマーク付与認定業者又はISO27001(ISMS)取得業者でなければならない。

## 12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務における所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておくなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議を行い、指示に従うこと。

<参考：令和4年度みとちゃんのプレミアム商品券事業>

令和4年度に水戸商工会議所が実施したプレミアム商品券の実績は、次のとおり。本事業の見積額算出の参考として掲載する。

(1) 基本情報

1セット13,000円分を10,000円で販売（プレミアム率30%）

子育て世帯：10,000セット 一般販売：40,000セット

(2) 応募状況

	子育て世帯（上限1セット）	一般販売（上限2セット）
募集数	10,000セット	40,000セット
応募者数	9,867人	44,612人
応募セット数	9,867セット	84,254セット
当選者数	9,867人	21,251人

(3) 商品券対応募象人口及び対象人口に対する応募率（一般販売）

対象人口：228,625人 対象人口に対する応募率：19.5%

(4) 一般販売の応募セットの内訳

1セット：4,970人 2セット：39,642人

(5) 応募方法 ネット申込：35,737人 はがき申込：8,875人

(6) 取扱店数 878店舗

(7) 引換販売場所

次の店舗に商品券の引換を依頼し、各店舗の従業員等が引換業務を実施した。

エクセル、京成百貨店、山新グランステージ水戸、山新（4店）、セイブ（5店）、サンユウ（3店）、イオンスタイル（2店）、ドン・キホーテ（1店） 計18箇所

(8) 引換販売場所の経費

販売協力金：33,000円 販売手数料：販売した商品券の額面×0.5%

(9) 販売残数（引き換えられなかった商品券）

1,848セット

※ 落選者を対象に再抽選を実施した上で、再販売を実施（引換販売場所1箇所、2日間）